

債券の保有目的区分の変更について

1 検討範囲

IASB から 2008 年 10 月 13 日に公表された「金融資産の振替」－IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」等に照らして、我が国での取扱いを検討する（IFRS 及び US 基準の取扱いについては、それぞれ（参考 1）（参考 2）参照）。

2 論点

(1) 現行の会計基準等における取扱い

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券 ¹	【論点 1】原則不可（実務指針 85 項）	【論点 2】不可（実務指針 82 項）
その他有価証券	N/A	【論点 3】不可（実務指針 82 項）

【論点 4】仮に改正を行う場合の適用時期

(参考) IFRS での取扱い（参照項は IAS39）

振替後 振替前	売却可能	満期保有目的/貸付金及び債権
売買目的（純利益を通じて FV で測定する分類）	（改正前）不可（旧 50 項） （改正後）稀な状況において可 （50B 項、50D 項）	（改正前）不可（旧 50 項） （改正後）稀な状況において可 （50B 項、50D 項）
売却可能	N/A	一定の場合、可（54 項(a)、50E 項）

(*) 改正後の基準の適用は、2008 年 7 月 1 日から

(2) 論点についての検討

【論点 1】売買目的有価証券からその他有価証券への振替

85. 売買目的有価証券への分類はその取得当初の意図に基づいて行われるものであるから、取得後におけるその他有価証券への振替は認められない。ただし、資金運用方針の変更又は法令若しくは基準等の改正若しくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができる。この場合、振替時の時価をもって振り替え、評価差額は損益計算書に計上する。
280. 保有目的区分が変更されるケースとして、第80項では四つの場合を挙げているが、具体的には、次のような状況が考えられる。
- (1) 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合
企業環境等の外部要因や経営者の交替などに伴って、例えば、有価証券の短期的な売買

¹ これには、有価証券以外であっても、売買目的有価証券に準じて取り扱うもの（実務指針269項金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するもの）も含まれる。

（以下「トレーディング取引」という。）を開始することとした場合に、自己の保有するその他有価証券の一部を売買目的有価証券へ振り替えることが想定される。逆に、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券がその他有価証券に振り替えられる。ただし、売買目的有価証券の一部の銘柄のみを他の保有目的区分へ振り替えることは認められない。

【論点 2】 売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替

（売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替）

82. 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

（保有目的の変更が禁止される場合）

281. 本報告では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第80項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。このため、例えば、売却可能性が否定できなかったためその他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないものとした。

【論点 3】 その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

（売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替）

82. 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

（保有目的の変更が禁止される場合）

281. 本報告では、保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第80項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。このため、例えば、売却可能性が否定できなかったためその他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないものとした。

【論点 4】 仮に改正を行う場合の適用時期

（参考 1）IAS 第 39 号における金融資産の保有区分とその変更

1. 金融資産の保有区分

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」において、金融資産は以下の保有区分に分類され、評価される。

保有区分	主な要件	期末における評価
純利益を通じた公正価値測定（FVTPL）		
売買目的保有	以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> • 短期間に売買 • 短期的利益を獲得するポートフォリオの一部 • デリバティブ 	FV （評価差額は純損益）
いわゆる FV オプション	• 会計上のミスマッチの解消等の要件を満足する場合、当初に指定	FV （評価差額は純損益）
満期保有投資	• 固定の支払額及び満期、かつ、 • 満期まで保有する意思と能力	償却原価
貸付金及び債権	• 固定の支払額及び満期、かつ、 • 活発な市場での公表価格なし （上記を満たせば有価証券（債券）でも区分可）	償却原価
売却可能金融資産	• 売却可能に指定、又は、 • 他の区分以外	FV （評価差額は OCI）

2. 保有区分の変更

(1) FVTPL 区分から償却原価で評価される区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替が認められる状況	備考
FVTPL（売買目的保有（除、デリバティブ）） →満期保有投資	稀だが、可能	•（当初の意図に反して）短期間で売買することがなくなったこと	10月の改訂で認められた（IAS39, para. 50B）
FVTPL（売買目的保有（除、デリバティブ）） →貸付金及び債権	可能	•（当初の意図に反して）短期間で売買することがなくなったこと、かつ、 • 満期まで又は予見可能な将来にわたり保有する意思と能力を有すること	10月の改訂で認められた（IAS39, para. 50D）
FVTPL（FV オプション） →満期保有投資	不可		10月の改訂で確認（IAS39, para. 50 (b)）
FVTPL（FV オプション） →貸付金及び債権	不可		10月の改訂で確認（IAS39, para. 50 (b)）

(2) FVTPL から売却可能金融資産区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替が認められる状況	備考
FVTPL（売買目的保有 （除、デリバティブ） →売却可能金融資産	稀だが、可能	<ul style="list-style-type: none"> （当初の意図に反して）短期間で売買することがなくなったこと 	10月の改訂で認められた（IAS39, para. 50B）
FVTPL（FV オプション） →売却可能金融資産	不可		10月の改訂で確認（IAS39, para. 50(b)）

(3) 売却可能金融資産区分から償却原価で評価される区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替が認められる状況	備考
売却可能金融資産 →満期保有投資	可能	以下の場合のいずれか <ul style="list-style-type: none"> （満期まで保有する）意思と能力の変化 いわゆるテインティング（*1）の期間が経過 	IAS39, para. 54(a) （この場合、FVで振り替え、OCIは残存期間にわたり実効金利法で償却（*2）。その後減損した場合は、OCIから損益へ。）
売却可能金融資産 →貸付金及び債権	可能	<ul style="list-style-type: none"> 満期まで又は予見可能な将来にわたり保有する意思と能力を有すること 	10月の改訂で認められた（IAS39, para. 50E）

（*1）企業が当期中又は直前2事業年度中に、満期保有投資のうち僅少とはいえ金額を、満期前に売却又は分類変更した場合に、いかなる金融資産も満期保有として分類してはならないとする取扱いのことを指す。

（*2）固定した満期がない金融資産については、信頼性のあるFVの測定値がもはや入手できないという稀な状況では、AFSのまま、FVで振り替え、OCIは売却時までそのまま計上し、減損した場合は、OCIから損益とする（para. 54(b)）。

（参考 2）米国基準における金融資産の保有区分とその変更

1. 金融商品の保有区分

(1) 有価証券の保有区分（SFAS115）

有価証券の取得時において、以下の 3 区分に分類し、それを文書化する必要がある²。また、各報告日において、分類の適切性について再評価を行う（Para. 6, Para. 83）。

保有区分	主な要件	期末における評価
トレーディング目的 (Para. 12, 13)	短期間に売却することを主な目的として購入し、保有する有価証券。それは通常、活発で頻繁な売買を示し、短期の価格変動から利益を獲得する目的で行われる。	FV（評価差額は純損益）
売却可能 (Para. 12, 13)	満期保有目的に分類されない債券投資及び直ちに決定可能な FV を有する株式のうち、トレーディング目的の有価証券に分類されないもの	FV（評価差額は OCI）
満期保有目的 (Para. 7)	企業が満期まで保有する積極的な意図及び能力を有する債券投資	償却原価

(2) 貸付金の保有区分（SFAS65）

保有区分	主な要件	期末における評価
売却目的貸付金 (Para. 4, 5)	モーゲージローンのうち、下記の長期投資の要件を満たさないもの	取得原価又は FV のいずれか低い価格
長期投資目的 (Para. 5)	モーゲージ・バンキング企業が予見可能な将来又は満期に亘り、保有する能力と意図を有する貸付金	償却原価

2. 保有区分の変更

(4) トレーディング目的区分から償却原価で評価される区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否（振替が認められる状況）	振替時の処理
トレーディング目的 →満期保有投資 (FAS115 Para. 7, 12, 15)	稀だが、可能 ³	FV で振り替える (未認識保有利得は戻さない)

² ただし、持分法投資（FV オプション(SFAS 第 159 号)を適用しなかった場合）や子会社株式、特別な会計慣行によってすべての債券及び株式投資を市場価格又は FV で評価し、評価差額を「純損益」又は「純資産の変動」に含めるようなケースは含まれない（Para. 4）。

³ 稀な状況（rare circumstances）に関する「SEC Speech: Remarks before the 2004 AICPA National Conference and Current SEC and PCAOB Developments」からの一部抜粋。

「トレーディング目的区分から他の区分への変更や他の区分からトレーディング目的区分への変更を行った理由として、投資戦略の変更、経済的ヘッジ活動により沿った会計上の成果の達成、経済見通しの変更によるポートフォリオの変更等が挙げられているが、SEC スタッフはこれらの理由は、稀に起きる要因ではないことから、SFAS 第 115 号における稀な状況の概念に合致するものとは考えていない。ただし、稀な状況は決して起きない(never)状況を意味するものではなく、法規制の変更を要因とした、トレーディング区分と売却可能区分間の変更が認められる可能性も

振替元及び振替先	振替の可否（振替が認められる状況）	振替時の処理
売却目的貸付金 →長期投資目的 (FAS65 Para. 6)	可能 (当初の意図に反して、もはや売却目的で保有していない場合で、かつ、現時点において、長期投資の要件を満たす場合)	振替時における原価とFVのいずれか低い価格で振り替える。
FV オプション →満期保有投資又は長期投資目的(SFAS115 Para. 4)	不可	

(5) トレーディング目的区分から売却可能区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替時の処理
トレーディング目的 →売却可能有価証券 (FAS115 Para. 12, 15)	稀だが、可能 ⁴	FV で振り替える（未認識保有利得は戻さない）
FV オプション →売却可能有価証券 (SFAS Para. 4)	不可	

(6) 売却可能区分から償却原価で評価される区分への振替

振替元及び振替先	振替の可否	振替が認められる状況	振替時の処理
売却可能有価証券 →満期保有投資 (FAS115 Para. 15)	可能	取得時点において売却可能区分に分類した後、満期まで保有する能力を有することについて論証可能であり、かつ満期まで保有するという意図を有するという決定を行ったことにより、現時点において満期保有投資の要件を満たす場合	FV で振り替える (累積OCIは、残存期間にわたり、イーロドの調整として償却)

あり、重要な企業結合やその他の事象が、企業の流動性ポジションや投資戦略を大きく変える場合にも、同様の変更が適切となる場合がある。しかし、このような変更が受け入れられるような事実や状況が、通常ではなく、かつ短期間に起きる可能性が極めて低い事象であることを明確に示す必要がある。」

⁴ 上記脚注参照。